

グリーン調達・購買の強化・徹底

グリーン調達ガイドラインで厳格に運営

グリーン調達方針

地球環境に優しい、クリーンで安全な原材料、部品、包装材等を調達する。

1. 調達品購入に当たっては、サプライヤー各社の環境マネジメントシステムの導入運用状況を判断基準にする。

2. 環境負荷物質含有防止の徹底を図る。
3. 環境配慮型用品の購入を促進する(グリーン購入)。
4. 産業廃棄物を削減する。

グリーン調達ガイドラインの改定

調達先との連携を強めるため、「グリーン調達ガイドライン」を改定しました。新ガイドラインでは、調達対象を、部品、原材料、副資材及び外注品だけでなく、資材用品類、設備まで拡大しました。

グリーン調達ガイドラインの運用

ガイドラインでは、調達先に対し、以下の項目をお願いしています。

(1) EMS (環境マネジメントシステム)構築を求めています。ISO14001などの外部認定規格未取得の調達先には、環境調査表提出による環境保全への取り組み評価を継続実施中です。

(2) 調達に当たって、横浜ゴムの「禁止・制限化学物質ガイドライン」に基づく禁止・制限物質、ELV指令禁止物質^{※1}、RoHS指令禁止物質^{※2}に関する「非含有宣言書」の提出、及び「含有化学物質の種類と含有量の報告」をお願いしています。また、調達先での環境負荷物質の管理体制の構築をお願いし、自己申告による管理チェックシートの提出を求めています。

※1: ELV指令: End-of-Life Vehicle (欧州廃車指令)。使用済み自動車のリサイクル及び有害化学物質の使用制限について規制しています。

※2: RoHS指令: Restriction of Hazardous Substances (欧州有害物質使用制限指令)。電気・電子機器への有害化学物質の使用制限について規制しています。

(3) 横浜ゴムが商品の環境適合設計の重点項目とするLCA(ライフサイクルアセスメント)への対応をお願いし、今後、新たな調達品や仕様変更品について、製造環境データ(製造に要した電力使用量など)の提出をお願いしていきます。

サプライチェーンへの対応

グリーン調達説明会の実施

改訂グリーン調達ガイドラインについて、調達先に向けての説明会を実施し、横浜ゴムグループのグリーン調達に対する考え方をお伝えすると共に、各種調査へのご協力をお願いしています。



グリーン調達説明会の模様

禁止・制限物質の調達先調査

横浜ゴムの「禁止・制限化学物質ガイドライン」による禁止・制限物質、ELV指令、RoHS指令の禁止物質調達先調査を行い、2007年6月時点で約2,800点の原材料証明データ登録を完了しました。

原材料梱包材の削減

原材料運搬に使用しているパレットを木製から鉄製に変更することで、2006年度は15.6トンの廃棄物を削減しました。

グリーン購買の推進

環境配慮型事務用品／車両の購入

環境配慮型事務用品の購入金額比率は84.4%、国産試験車の低燃費・低公害車購入金額の比率は94%でした。

環境配慮型事務用品の購入金額比率

